

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年 5月28日
【会社名】	株式会社エスケイジャパン
【英訳名】	SK JAPAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 八百 博徳
【本店の所在の場所】	大阪府中央区上町一丁目 4 番 8 号
【電話番号】	06(6765)0670
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 野崎 伸一
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区上町一丁目 4 番 8 号
【電話番号】	06 (6765)0670
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 野崎 伸一
【縦覧に供する場所】	株式会社エスケイジャパン東京営業所 (東京都台東区寿三丁目14番13号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 上記の東京営業所は、未登記につき法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

平成27年5月23日開催の当社第26期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年5月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金2円50銭

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

現在の事業内容の明確化および事業の多角化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりますので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第25条（取締役の責任限定契約）を新設および現行定款第30条（社外監査役の責任免除）について所要の変更をするものであります。なお、定款第25条（取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、八百博徳、松田忠夫、野崎伸一、吉田昌稔、今里政彦、堀政哉を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、久保山浩樹を選任するものであります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成26年5月20日に逝去いたしました、前代表取締役社長の久保敏志氏の在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

任期満了により退任する監査役西野純明氏に、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	58,227	50	-	(注)1	可決 96.50
第2号議案	58,173	104	-	(注)2	可決 96.41
第3号議案					
八百 博徳	57,546	731	-	(注)3	可決 95.37
松田 忠夫	58,168	109	-	(注)3	可決 96.40
野崎 伸一	58,170	107	-	(注)3	可決 96.40
吉田 昌稔	58,168	109	-	(注)3	可決 96.40
今里 政彦	56,996	1,281	-	(注)3	可決 94.46
堀 政哉	58,174	103	-	(注)3	可決 96.41
第4号議案					
久保山 浩樹	58,205	72	-	(注)3	可決 96.46
第5号議案	57,943	334	-	(注)1	可決 96.03
第6号議案	54,754	3,523	-	(注)1	可決 90.74

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上